

保護者様

家庭数配付

保存版

大阪市教育委員会
大阪市立本田小学校
校長 錢本 三千宏

非常変災時の措置について（改訂3版）

大阪市教育委員会からの指示により、これまでの気象情報（台風や大雨等）や災害状況（地震発生等）に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1、大阪市が学校園の臨時休業等を指示した場合（テレビ報道、ホームページ等ご注意ください。）

2、午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻（本校では8時30分）までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合
- イ 西区において、河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ、相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合

変わりました
規準が少し

- ※ 児童登校後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、メール配信及び学校ホームページで掲示し、引渡しを行います。引き渡しが行えない場合は待機させます。
- ※ 校区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機させます。
- ※ 非常変災時には、可能な限り学校ホームページで掲示し、メール配信を試みます。
- ※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、ご家庭で事前に話し合っておいてください。